

令和3年度 松前町空家等除却支援事業補助金

申請受付は、4月1日から!

空家などを放置すると、防災・防犯・衛生などで近隣の方に迷惑をかけることになり、損害が生じた場合、空家の所有者などが責任を問われることもあります。空家の解体撤去の費用を、町が一部補助しますので、適正な維持管理ができずにお困りの方は、補助金をご活用ください。

補助事業の概要

1 補助の対象となる空家など

- (1) 住居その他使用されていない状態でおおむね2年以上経過している個人所有の一戸建て住宅
- (2) 建築後おおむね30年以上経過している住宅
- (3) 他の公的補助金が重複していないもの

2 申請できる方

- (1) 空家などの所有者（個人）
 - (2) 空家などの所有者の相続権利人
- ※(1) または (2) のいずれかの者で、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でない者

3 補助の対象となる工事

- (1) 対象となる空家などの全部を除却し、所有地を更地にする工事
- (2) 町内の解体業者（建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けた事業者または建設リサイクル法に基づく登録を受けた業者）に依頼して行う工事

4 補助金額

対象補助対象経費の2分の1（税抜きで千円未満は切捨て）で上限は60万円です。
※令和3年度は全体でおおむね18件の補助を予定しています。

■申請受付期間

令和3年4月1日（木）～8月31日（火）

※補助金の内容や必要書類など、詳しくは町民課生活環境係へお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。

■補助金交付（不交付）決定通知

10月上旬

■工事期間

10月上旬～3月中旬

※交付決定通知後に着手してください。

■補助金の支払い

工事終了後、実績報告書を提出し、補助金額の確定後にお支払いします。

詳しくはホームページをご覧ください

松前町ホームページ > 暮らしの情報 >
暮らし > 松前町空家等除却支援事業補助金
<http://www.town.matsumae.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000871.html>



相談・問い合わせ・申し込み先

〒049-1592 北海道松前郡松前町字福山248番地1
松前町役場町民課生活環境係 ☎0139-42-2633（直通）